

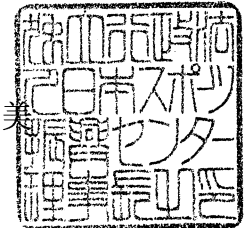
日ス振学災第41号

平成28年10月6日

各学校・保育所等の設置者 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事長 大東 和美



(印影印刷)

災害共済給付における高校生等の故意の死亡等の取扱い
の改正について（通知）

日ごろから、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付業務について、格別の御協力をいただきありがとうございます。

平成28年9月7日に独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令が改正され、高校生等が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定するいじめをいう。）、体罰（学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条ただし書に規定する体罰をいう。）その他の当該高校生等の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により故意に死亡したとき等について、災害共済給付の対象となりました（別紙1参照）。

この改正に伴い、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程」を別紙2のとおり、「重大な過失等の場合に関する運用基準について」を別紙3のとおり改正しましたので、お知らせします。

なお、これまでも提出をお願いしているところですが、本件に係る給付金の支払の請求に当たっては、第三者調査委員会の調査結果等の提出をお願いすることになりますので御留意願います。

本件に関する御質問等は、以下の連絡先までお願いします。

【日本スポーツ振興センター学校安全部連絡先】

都道府県	問合せ先電話番号	担当部署
茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉	03-5410-9162	給付第二課
東京・神奈川・新潟・山梨・長野	03-5410-9163	
北海道・青森・岩手	022-716-2107	仙台給付課
宮城・秋田・山形・福島	022-716-2108	
福井・愛知・三重	052-533-7822	名古屋給付課
富山・石川・岐阜・静岡	052-533-7823	
大阪・奈良・和歌山	06-6456-3602	大阪給付課
滋賀・京都・兵庫	06-6456-3603	
鳥取・島根・岡山・広島・山口	082-511-2956	広島給付課
徳島・香川・愛媛・高知	082-511-2957	
福岡・鹿児島・沖縄	092-738-8725	福岡給付課
佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎	092-738-8726	

28文科初第804号
平成28年9月7日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東 和美 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤 原



独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の改正について（通知）

このたび、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第293号）」（別添1）が平成28年9月7日に公布され、同日より施行されるとともに、改正後の規定は、平成28年4月1日以後に生じた災害に係る災害共済給付について適用されることになりました。

その概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理に遺漏のないようにお願いします。

記

第1 改正の概要

1 改正の趣旨

これまで、災害共済給付制度においては、高校生等（中等教育学校の後期課程の生徒、特別支援学校の高等部の生徒、高等専門学校の学生を含む。以下同じ。）の故意の死亡等（負傷及び疾病を含む。以下同じ。）は、当該高校生等が精神疾患を有していたなど当該死亡等に係る故意が否定できる場合を除き、災害共済給付の対象外とされていたところ、近年の自殺等に係る社会の認識の変化等を踏まえ、いじめや体罰など本人の責めに帰することができない事由を背景とする高校生等の故意の死亡等については、災害共済給付を行うことができるようにするもの。

2 改正の内容

高校生等が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定するいじめをいう。以下同じ。）、体罰（学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条ただし書に規定する体罰をいう。以下同じ。）その他の当該高校生等

の責めに帰することができない事由（以下「いじめ等」という。）により生じた強い心理的な負担による故意の死亡等を、災害共済給付の支給対象とすること（改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「新令」という。）第3条第7項ただし書）。

3 施行期日等

この政令は、公布の日（平成28年9月7日）から施行し、新令第3条第7項ただし書の規定は、平成28年4月1日以後に生じた災害（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号に規定する災害をいう。）に係る災害共済給付について適用することとしたこと。

第2 留意事項

災害共済給付の給付対象になるか否かは、学校の設置者から提出される事件調査報告書等の内容を踏まえて判断することになるが、当該判断にあたっては、特に下記の事項について留意いただきたい。

1 「その他の生徒又は学生の責めに帰することができない事由」の意義

「その他の生徒又は学生の責めに帰することができない事由」とは、学校の管理下において生じた法令により禁じられているいじめや体罰の他、教員による暴言等不適切な指導又はハラスメント行為等教育上必要な配慮を欠いた行為を含むものとする。

2 「強い心理的な負担」がいじめ等により生じたか否かに係る判断

(1) 故意の死亡等の原因がいじめによると疑われている場合には、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」に学校の設置者等が行うこととされている調査に係る結果を踏まえて判断すること。

また、故意の死亡等の原因がいじめ以外であると疑われている場合であって、学校の設置者等が、文部科学省が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月1日付け26文科初第416号初等中等教育局長通知）に基づき、第三者調査委員会を設置して調査を行っているときには、当該調査結果を踏まえて判断すること。

上記の学校の設置者等が行った調査結果において、故意の死亡等の主な原因が、いじめ等と認められている場合には、通常、当該いじめ等により、当該高校生等に「強い心理的な負担」が生じていたものと推定して差し支えない。

(2) 上記(1)の第三者調査委員会による調査が行われておらず、学校の設置者から報告される事件の具体的内容において「強い心理的な負担」がいじめ等により生じたことについて疑義が存すると認められる場合には、当該設置者に診療担当医師等の見解を求めさせ、当該見解の提出を求めること。

3 新令の適用時期

新令の規定は、いじめ等が平成 28 年 4 月 1 日より前に起きていたとしても、同日以後に、当該いじめ等により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には適用されるものであること。

【本件照会先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課企画調整係
TEL : 03-6734-4950
FAX : 03-6734-3794
e-mail : kenshoku@mext. go. jp

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第二百九十三号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令
内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項に次のただし書を加える。

ただし、当該生徒又は学生が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）

第二条第一項に規定するいじめをいう）、体罰（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十

一条ただし書に規定する体罰をいう）その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事

由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、こ

の限りでない。

第四条第五項第一号中「昭和二十二年法律第二十六号」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の第三条第七項ただし書の規定は、平成二十八年四月一日以後に生じた災

文部科学大臣 松野 博一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（災害共済給付の給付基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二条第一項に規定するいじめをいう。）、体罰（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十一条ただし書に規定する体罰をいう。）その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りでない。</p> <p>8（略）</p>	<p>（災害共済給付の給付基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。</p> <p>8（略）</p>

<p>（給付金の支払の請求及びその支払）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一 学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（給付金の支払の請求及びその支払）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長</p> <p>二・三（略）</p>
---	--

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令 参照条文

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）（抄） 1
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）（抄） 1
- いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）（抄） 2
- 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄） 2

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）（抄）

（災害共済給付及び免責の特約）

第十六条 災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者（児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあつては当該生徒又は学生。次条第四項において同じ。）の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童生徒等の災害の範囲については、政令で定める。

3・4 （略）

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）（抄）

（災害共済給付の給付基準）

第三条 （略）

2〜6 （略）

7 センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び高等専門学校（災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。

8 （略）

○ いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2～4 （略）

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程 新旧対照表

新				旧			
<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号。以下「施行令」という。）第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成 15 年文部科学省令第 51 号。以下「省令」という。）第 22 条に規定する「負傷・疾病の範囲」、施行令第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに省令第 22 条第 7 号、第 24 条第 2 号及び第 25 条に規定する「突然死等の取扱い」、省令第 24 条第 3 号に規定する「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」、<u>施行令第 3 条第 7 項に規定する「高等学校及び高等専門学校生徒・学生の『故意』の取扱い」並びに</u>施行令第 5 条第 2 項及び省令第 26 条に規定する「学校の管理下の範囲」を災害共済給付の基準として次のように定める。</p> <p>[災害共済給付の基準] 負傷・疾病の範囲（施行令第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに省令第 22 条）</p>				<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号。以下「施行令」という。）第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成 15 年文部科学省令第 51 号。以下「省令」という。）第 22 条に規定する「負傷・疾病の範囲」、施行令第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに省令第 22 条第 7 号、第 24 条第 2 号及び第 25 条に規定する「突然死等の取扱い」、省令第 24 条第 3 号に規定する「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」、<u>施行令第 5 条第 2 項及び省令第 26 条に規定する「学校の管理下の範囲」</u>を災害共済給付の基準として次のように定める。</p> <p>[災害共済給付の基準] 負傷・疾病の範囲（施行令第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに省令第 22 条）</p>			
規定	内容	説明	備考	規定	内容	説明	備考
施行令第 5 条第 1 項第 1 号	児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの	1～5 （略）		施行令第 5 条第 1 項第 1 号	児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの	1～5 （略）	
	その他	6 この条項で「負傷でその原因である事由が学校の管理下で生じたもの」とは、学校の管理下で起きた事実が原因となった「負傷」であることが明らかであると認められる場合が該当する。 したがって、負傷が学校の管理下で起きている場合はもとより、負傷は学校の外で起きているが、その原因となった事実が学校の管理下で起きたことが明らかであると認められる場合を含む。（注 10-2）			その他	6 この条項で「負傷でその原因である事由が学校の管理下で生じたもの」とは、学校の管理下で起きた事実が原因となった「負傷」であることが明らかであると認められる場合が該当する。 したがって、負傷が学校の管理下で起きている場合はもとより、負傷は学校の外で起きているが、その原因となった事実が学校の管理下で起きたことが明らかであると認められる場合を含む。（注 10-2）	
<適用関係>（注） 10-2 学校でのいじめ、体罰等が原因となったことが明らかな学校外での自傷行為				<適用関係>（注） 10-2 学校でのいじめが原因となったことが明らかな学校外での自傷行為による			

為による負傷などが該当する。ただし、教師の適正な指導、児童生徒の成績不振及び児童生徒の学校生活における通常の対人関係による不和を原因とする場合は含まない。

なお、高等学校及び高等専門学校の生徒・学生の自己の故意による負傷については、「高等学校及び高等専門学校の生徒・学生の『故意』の取扱い」による。

負傷などが該当する。ただし、教師の適正な指導、児童生徒の成績不振及び児童生徒の学校生活における通常の対人関係による不和を原因とする場合は含まない。なお、高等学校及び高等専門学校の生徒・学生の自己の故意による負傷は給付の対象とはならない。

負傷・疾病の範囲（施行令第5条第1項第1号及び第2号並びに省令第22条）

規定	内容	説明	備考
省令第22条第7号	外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたもの	(略)	
	心身に対する負担の累積に起因する疾病	1～3 (略) 4 センターが認める疾病は、次のようなものである。 (1)～(3) (略) (4)精神的な負担が継続的に加わったことにより発症したと認められる心因反応などの疾患(注44)(注45)	

<適用関係> (注)

44 ここにいう「精神的な負担が継続的に加わった」とは、精神的な苦痛をもたらすような行為が継続的に行われた場合をいう。

例えば、いじめ、体罰等を給付の対象とする。

負傷・疾病の範囲（施行令第5条第1項第1号及び第2号並びに省令第22条）

規定	内容	説明	備考
省令第22条第7号	外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたもの	(略)	
	心身に対する負担の累積に起因する疾病	1～3 (略) 4 センターが認める疾病は、次のようなものである。 (1)～(3) (略) (4)精神的な負担が継続的に加わったことにより発症したと認められる心因反応などの疾患(注44)(注45)	

<適用関係> (注)

44 ここにいう「精神的な負担が継続的に加わった」とは、精神的な苦痛をもたらすような行為が継続的に行われた場合をいう。

例えば、いわゆる「いじめ」の類で、一定の者から特定の者に対し、集中的、継続的に苦痛を与える行為が行われた場合がこれに該当する。この場合、精神障害の発症には個人の素質の影響も強いことから、一般の児童生徒等が心因反応などの疾患に至る程度のものについて給付の対象とする。

45 教師の正当な教育活動における指示・注意などは前記注 44 でいう「精神的な負担が継続的に加わった」には含まない。

学校の管理下において発生した事件に起因する死亡（省令第 24 条第 3 号）

規定	内容	説明	備考
省令第 24 条第 3 号	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡	<p>1 「事件」とは、児童生徒等の安全な学校生活を妨げる特別な事実をいい、急激な事実であるか、継続性がある事実であるかは問わない。（注 47-2） ただし、自他の故意が認められない事実である「事故」も含まれる。</p> <p>2 「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」とは、「事件」が原因であることが明らかであると認められる「死亡」をいう。 この場合において、「死亡」は、学校の外で起きているが、原因となった「事件」は学校の管理下で起きていることが明らかであると認められる場合を含む。</p> <p>3 事件に係る照会 原因となる事件について、必要に応じ、学校長に対して照会し報告（別記様式第 1）を求め</p>	<p>高等学校及び高等専門学校 の生徒・学生の自己の故意による死亡 については、 「高等学校及び高等専門学校の生徒・学生の『故意』の取扱い」による。</p>

<適用関係>（注）

47-2 「特別な事実」とは、「いじめ」、「体罰」等をいい、教師の適正な指導、児童生徒の成績不振及び児童生徒の学校生活における通常の対人関係による不和は含まない。

なお、「いじめ」とは具体的には、「仲間はずれ」、「無視」、「悪口」、「ひやかし・からかい」、「持ち物隠し」、「殴る」、「蹴る」等をいう。

45 教師の正当な教育活動における指示・注意などは前記注 44 でいう「精神的な負担が継続的に加わった」には含まない。

学校の管理下において発生した事件に起因する死亡（省令第 24 条第 3 号）

規定	内容	説明	備考
省令第 24 条第 3 号	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡	<p>1 「事件」とは、児童生徒等の安全な学校生活を妨げる特別な事実をいい、急激な事実であるか、継続性がある事実であるかは問わない。（注 47-2） ただし、自他の故意が認められない事実である「事故」も含まれる。</p> <p>2 「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」とは、「事件」が原因であることが明らかであると認められる「死亡」をいう。 この場合において、「死亡」は、学校の外で起きているが、原因となった「事件」は学校の管理下で起きていることが明らかであると認められる場合を含む。</p> <p>3 事件に係る照会 原因となる事件について、必要に応じ、学校長に対して照会し報告（別記様式第 1）を求め</p>	<p>高等学校及び高等専門学校の生徒・学生の自己の故意による死亡は給付の対象とはならない。</p>

<適用関係>（注）

47-2 「特別な事実」とは、「いじめ」、「体罰」等をいい、教師の適正な指導、児童生徒の成績不振及び児童生徒の学校生活における通常の対人関係による不和は含まない。

高等学校及び高等専門学校生徒・学生の「故意」の取扱い（施行令第3条第7項）

（新設）

規 定	内 容	説 明	備 考
施行令 第3条 第7項	<p>高等学校及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。</p> <p>ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病</p>	<p>1 「故意に」とは、自殺又は自傷行為による傷病のような場合が該当する。</p> <p>ただし、行為又はその結果に対する認識のないような場合には、故意があるものとはみなさないものとする。（注47-3）</p> <p>2 「故意の犯罪行為」とは、災害の発生を意図した故意はないがその原因となる犯罪行為が故意であるものをいう。</p> <p>3 「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定するいじめをいう（ただし、学校の管理下において生じたものに限る。）。</p> <p>4 「体罰」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条ただし書に規定する体罰をいう（ただし、学校の管理下において生じたものに限る。）。</p> <p>5 「その他の生徒又は学生の責</p>	<p>必要に応じ、「別記様式第1」により、報告を求める。</p>

	<p>にかかり、又は死亡したときは、この限りでない。</p>	<p>めに帰することができない事由」とは、学校の管理下において生じた法令により禁じられているいじめや体罰のほか、教員による暴言等不適切な指導又はハラスメント行為等教育上必要な配慮を欠いた行為を含むものとする。</p> <p>6 「強い心理的な負担」がいじめ等により生じたか否かについては、別記様式第1による報告のほか、学校の設置者等が行う調査に係る結果等を踏まえるものとする。(注 47-4)</p>		
--	--------------------------------	--	--	--

<適用関係> (注)

47-3 「行為又はその結果に対する認識のないような場合」とは、例えば、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたと認められる場合をいう。

したがって、「行為又はその結果に対する認識のないような場合」に該当するか否かの判断に当たっては、精神科等への通院中である者については診療担当医師の見解によることとし、医師の明確な見解を得られない場合は、災害発生状況、災害発生前における学業への参加の状況、精神障害等の疾病の経過などから、総合的に判断することになる。

47-4(1)故意の死亡等の原因がいじめによると疑われている場合には、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」に学校の設置者等が行うこととされている調査に係る結果を踏まえて判断する。

また、故意の死亡等の原因がいじめ以外であると疑われている場合であって、学校の設置者等が、文部科学省が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づき、第三者調査委員会を設置して調査を行っているときには、当該調査結果を踏まえて判断する。

上記の学校の設置者等が行った調査結果において、故意の死亡等の主な原因が、いじめ等と認められている場合には、通常、当該いじめ等により、当該高校生等に「強い心理的な負担」が生じていたものと推定して差し支えないものとする。

(2)上記(1)の第三者調査委員会による調査が行われておらず、学校の設置者から報告される事件の具体的内容において「強い心理的な負担」がいじめ

<p>等により生じたことについて疑義が存すると認められる場合には、当該設置者に診療担当医師等の見解の提出を求める。</p> <p>附 則（平成 28 年 9 月 13 日平成 28 年度規程第 13 号） この規程は、平成 28 年 9 月 13 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以後に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合について適用する。</p>	
--	--

<p>別記様式第 1 (表面) (略) (裏面)</p> <p style="text-align: center;">事件調査報告書 記載要領</p> <p>(ア) 「1 事件の原因別」欄については、調査委員会等の結論に基づいて記載すること。 なお、「いじめ」については、<u>いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 2 条第 1 項に規定する「いじめ」をいう（ただし、学校の管理下において生じたものに限る。）。</u></p> <p>また、「体罰」とは、<u>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 11 条ただし書に規定する「体罰」をいう（ただし、学校の管理下において生じたものに限る。）。</u></p>	<p>別記様式第 1（<u>省令第 24 条第 3 号</u>） (表面) (略) (裏面)</p> <p style="text-align: center;">事件調査報告書 記載要領</p> <p>(ア) 「1 事件の原因別」欄については、調査委員会等の結論に基づいて記載すること。 なお、「いじめ」については、<u>文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の中の定義である「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」によるものとする。</u> また、「体罰」とは「<u>身体への侵害や肉体的な苦痛を与える行為</u>」で現に懲戒処分の対象となったものとする。</p>
--	---

重大な過失等の場合に関する運用基準について 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">日ス振学災第 <u>40</u> 号 平成 <u>28</u>年<u>9</u>月 <u>13</u>日</p> <p style="text-align: center;">重大な過失等の場合に関する運用基準について</p> <p>このことについては、<u>平成17年10月11日付け日ス振健災第123号 別添1</u>により取り扱ってきたところであるが、<u>同通知を廃止し、新たに下記のとおり取扱いを定める。</u></p> <p><u>なお、この取扱いは、平成28年4月1日以後に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合について適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 重大な過失関係（施行令第3条第8項）</p> <p>（1）「自己の重大な過失」に該当する場合</p> <p>ア 災害発生の原因となった行為が、法令上の危害防止等に関する規定で罰則の付されているもの、その他刑罰法規に触れる行為と認められる次のようなもののうち、「重大な過失」による場合として取り扱うことが妥当であると考えられるもの</p> <p>（ア）道路交通法違反による自動車又は原動機付自転車事故</p> <p>（イ）鉄道営業法違反による踏切事故</p> <p>（ウ）その他法令違反によるもの</p>	<p style="text-align: right;">日ス振健災第 <u>123</u> 号 平成 <u>17</u>年 <u>10</u>月 <u>11</u>日 <u>別添1</u></p> <p style="text-align: center;">重大な過失等の場合に関する運用基準について</p> <p>このことについては、<u>平成15年10月1日付け日ス振健災第1号及び第2号</u>により取り扱ってきたところですが、<u>このたび、同通知を廃止し、新たに、下記のとおり取扱いを定めたので、今後はこれにより事務処理に遺漏のないようお願い</u><u>ます。</u></p> <p><u>なお、この通知は、死亡にあつては平成17年10月1日以降死亡したものに、また、障害にあつては同日以降治ゆ又は症状固定したものに適用し、平成17年9月30日以前に死亡若しくは治ゆ又は症状固定したものは、なお従前の取扱いとします。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 重大な過失関係（施行令第3条第8項）</p> <p>（1）「自己の重大な過失」に該当する場合</p> <p>ア 災害発生の原因となった行為が、法令上の危害防止等に関する規定で罰則の付されているもの、その他刑罰法規に触れる行為と認められる次のようなもののうち、「重大な過失」による場合として取り扱うことが妥当であると考えられるもの</p> <p>（ア）道路交通法違反による自動車又は原動機付自転車事故</p> <p>（イ）鉄道営業法違反による踏切事故</p> <p>（ウ）その他法令違反によるもの</p>

イ 危険な行為であることを十分認識しながら、あえて行った行為によるもの（故意によるものを除く。）

ウ 上記ア及びイに準ずる行為と認められるもの

(2) 「重大な過失」を問わない場合

次のような場合は「重大な過失」を問わないものとする。

ア 上記(1)のア及びこれに準ずるウの場合において、多少の危険はあるが、事故発生の蓋然性が低い状況で、単純ないたずらや悪ふざけを行った結果、災害が発生した場合（その場の雰囲気により、危険を認識しなかったのが無理もないと認められる場合を含む。）

イ 上記(1)のア及びこれに準ずるウの場合において、とっさの判断の甘さ、誤りにより災害が発生した場合

ウ 上記(1)のイ及びこれに準ずるウの場合において、社会的に必要な行為を行おうとする過程で、危険を過小評価したことにより災害が発生した場合

エ その他、上記(1)の場合において、その災害発生時の現場の状況、本人の心身の状態等から、情状を酌量すべき事由が認められる場合（ただし、その情状を酌量すべき程度が軽い場合には、下記(3)の100分の20に相当する金額を減じて支給する場合もあり得る。）

(3) 給付の一部を行わない場合

「自己の重大な過失」に該当する場合においては、障害見舞金及び死亡見舞金の額から100分の30に相当する金額を減じて支給するものとする。

ただし、特に許容すべき事情が認められる場合においては、100分の20に相当する金額を減じて支給することができるものとする。

イ 危険な行為であることを十分認識しながら、あえて行った行為によるもの（故意によるものを除く。）

ウ 上記ア及びイに準ずる行為と認められるもの

(2) 「重大な過失」を問わない場合

次のような場合は「重大な過失」を問わないものとする。

ア 上記(1)のア及びこれに準ずるウの場合において、多少の危険はあるが、事故発生の蓋然性が低い状況で、単純ないたずらや悪ふざけを行った結果、災害が発生した場合（その場の雰囲気により、危険を認識しなかったのが無理もないと認められる場合を含む。）

イ 上記(1)のア及びこれに準ずるウの場合において、とっさの判断の甘さ、誤りにより災害が発生した場合

ウ 上記(1)のイ及びこれに準ずるウの場合において、社会的に必要な行為を行おうとする過程で、危険を過小評価したことにより災害が発生した場合

エ その他、上記(1)の場合において、その災害発生時の現場の状況、本人の心身の状態等から、情状を酌量すべき事由が認められる場合（ただし、その情状を酌量すべき程度が軽い場合には、下記(3)の100分の20に相当する金額を減じて支給する場合もあり得る。）

(3) 給付の一部を行わない場合

「自己の重大な過失」に該当する場合においては、障害見舞金及び死亡見舞金の額から100分の30に相当する金額を減じて支給するものとする。

ただし、特に許容すべき事情が認められる場合においては、100分の20に相当する金額を減じて支給することができるものとする。

2 故意関係（施行令第3条第7項）

「故意に」とは、自殺又は自傷行為による傷病のような場合が該当する。
ただし、行為又はその結果に対する認識のないような場合には、故意があるものとはみなさないものとする。

3 故意の犯罪行為関係（施行令第3条第7項）

「故意の犯罪行為」とは、災害の発生を意図した故意はないがその原因とな

(4) 留意点

ア 『自己の重大な過失』に該当する場合」のイに該当する行為とは、危険な行為を行おうとして行ったものであり、危険な行為自体は目的としていないが、その目的とした行為を行うにつき、必然的な危険な行為が随伴しているようなものは含まれない。例えば、2階の庇から、目の前にある防球ネットにとびついたところ、ネットが破れ転落したような場合が含まれる。

イ 『自己の重大な過失』に該当する場合」のウに該当する行為とは、例えば、修学旅行等において、就寝時刻後に隣の部屋に行くために、廊下を通らず、自室の窓から隣室の窓へと移動しようとしたところ転落したような場合をいう。

ウ 『自己の重大な過失』を問わない場合」のアに該当する行為とは、例えば、単純ないたずらとして、交通量の少ない道の曲がり角で、向こうから来る友人を脅かそうとし、角から飛び出したところ、車にはねられた場合をいう。

エ 『自己の重大な過失』を問わない場合」のイに該当する行為とは、例えば、屋上にいたとき、向こうから物が飛んできたのを避けようとして明り取り窓に足を踏み込んだところ、窓が割れ転落した場合をいう。

オ 『自己の重大な過失』を問わない場合」のウに該当する行為とは、例えば、2階の庇に物を落としたため、それを拾うために庇に降りたところ庇から転落した場合をいう。

る犯罪行為が故意であるものをいう。

4 留意点

(1) 重大な過失関係（施行令第3条第8項）について

ア 『自己の重大な過失』に該当する場合」のイに該当する行為とは、危険な行為を行おうとして行ったものであり、危険な行為自体は目的としていないが、その目的とした行為を行うにつき、必然的な危険な行為が随伴しているようなものは含まれないものです。例えば、2階の庇から、目の前にある防球ネットにとびついたところ、ネットが破れ転落したような場合が含まれます。

イ 『自己の重大な過失』に該当する場合」のウに該当する行為とは、例えば、修学旅行等において、就寝時刻後に隣の部屋に行くために、廊下を通らず、自室の窓から隣室の窓へと移動しようとしたところ転落したような場合をいいます。

ウ 『自己の重大な過失』を問わない場合」のアに該当する行為とは、例えば、単純ないたずらとして、交通量の少ない道の曲がり角で、向こうから来る友人を脅かそうとし、角から飛び出したところ、車にはねられた場合をいいます。

エ 『自己の重大な過失』を問わない場合」のイに該当する行為とは、例えば、屋上にいたとき、向こうから物が飛んできたのを避けようとして明り取り窓に足を踏み込んだところ、窓が割れ転落した場合をいいます。

オ 『自己の重大な過失』を問わない場合」のウに該当する行為とは、例えば、2階の庇に物を落としたため、それを拾うために庇に降りたところ庇から転落した場合をいいます。

(2) 故意関係（施行令第3条第7項）について

「行為又はその結果に対する認識のないような場合」とは、例えば、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたと認められる場合をいいます。

したがって、「行為又はその結果に対する認識のないような場合」に該当す

<p>2 故意 及び故意の犯罪行為 関係（施行令第3条第7項）</p> <p><u>故意及び故意の犯罪行為の取扱いについては、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程」（平成15年度規程第6号）のとおりとする。</u></p>	<p><u>るか否かの判断に当たっては、精神科等への通院中である者については診療担当医師の見解によることとし、医師の明確な見解を得られない場合は、災害発生状況、災害発生前における学業への参加の状況、精神障害等の疾病の経過などから、総合的に判断することになります。</u></p>
---	---